

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化・充実を経営上の重要な課題の一つとして位置付けております。

経営環境の変化に柔軟かつ迅速に対応し、グループ全体の持続的な企業価値の向上を図るとともに、企業理念を具現化し発展していくために、意思決定の迅速化及び責任の明確化、並びに内部統制システムの整備等により、経営体制を充実させ、経営の透明性向上とコンプライアンス遵守の徹底を図っていくことを当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方としております。さらに、株主をはじめとするステークホルダーに対する、企業としての社会的責任を果たすことを、経営の重要な責務として認識し、グループ内における監督機能、業務執行機能及び監査機能を明確化することにより、経営目標の達成に向けた経営監視機能の強化に努めています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しておりますので、本欄に記載すべき事項はありません。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】[更新](#)

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
貝塚 進	202,800	11.01
城下 保	140,800	7.65
河合 優	84,000	4.56
シンデンハイテックス社員持株会	83,600	4.54
斎藤 敏積	33,200	1.80
佐々木 守	32,000	1.74
ケーエス興産有限会社	32,000	1.74
鈴木 淳	26,400	1.43
有限会社ポーソン	25,600	1.33
藤田 豊彦	24,400	1.44

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	12名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1) [更新](#)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
大曾根 幸三	他の会社の出身者										
綾部 秀明	他の会社の出身者										

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) [更新](#)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大曾根 幸三	○	—	当社グループが属するエレクトロニクス業界における上場企業の経営経験から、当業界に精通し、経営者としての幅広い知見を有し、その経験及び知識を活かし、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点から、経営の監督とチェック機能を果たしていただけるものと判断し、選任致しました。また、東京証券取引所が定める一般株主との利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。
綾部 秀明	○	—	当社グループが属するエレクトロニクス業界における企業の経営経験から、当業界に精通し、経営者としての幅広い知見を有し、その経験及び知識を活かし、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点から、経営の監督とチェック機能を果たしていただけるものと判断し、選任致しました。また、東京証券取引所が定める一般株主との利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数 更新	員数の上限を定めていない
監査役の人数 更新	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の会計監査は、東陽監査法人が会計監査を実施し、各子会社におきましてはそれぞれ会計監査人を選任し会計監査を実施しております。監査役と会計監査人は、監査計画から監査報告まで定期的(四半期毎)に会合を設け、決算時には監査報告を受けております。その他、必要に応じ適宜意見交換を行っております。

当社の内部監査につきましては、内部監査室が担当しております。原則として内部監査室の実施する監査に合わせて同時に監査役監査を実施し、監査役と内部監査室間の情報共有化を図っております。また、原則として毎月1回開催される監査役会に内部監査室長を招集し、情報交換を

行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
佐藤 裕一	公認会計士													
久田 仁	その他													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐藤 裕一	○	代表者: 公認会計士佐藤裕一事務所 社外取締役: エイベックス・グループ・ホールディングス (株) (株)アウルホールディングス 非常勤監査役: 美和ロック(株) (株)Mizkan Asset (株)Mizkan Holdings (株)Mizkan Sanmi-pro (株)Mizkan (株)シモジマ (株)東葛ホールディングス 非常勤評議員: (財)招鶴亭文庫	人格、識見に優れ、高い倫理観を有していること、長年にわたる公認会計士としての豊富な監査経験と財務および会計に関する専門的な見識を有していることから、社外監査役として選任しています。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。
久田 仁	○	非常勤取締役: (株)ハーフセンチュリーモア	人格、識見に優れ、高い倫理観を有していること、商社の経営経験を持ち、大所高所から適切な監査を実施していただけるものと判断し、社外監査役として選任しています。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数

更新

4名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社グループの連結業績に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、企業価値の向上と経営体質のさらなる強化を図ることを目的とし、ストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

社内取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気をより一層高めること等を目的とし、ストックオプションを付与しております。本書提出日現在において、発行残高は57,000株、仮定払込総額は、114,000,000円となっております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

2016年3月期における取締役及び監査役の報酬は、以下のとおりであります。

取締役	支給人数 8名	基本報酬 61百万円	賞与 支給なし	退職慰労金 支給なし
(うち社外取締役)	支給人数 1名	基本報酬 2百万円	賞与 支給なし	退職慰労金 支給なし
監査役	支給人数 3名	基本報酬 15百万円	賞与 支給なし	退職慰労金 支給なし
(うち社外監査役)	支給人数 2名	基本報酬 7百万円	賞与 支給なし	退職慰労金 支給なし

合 計	支給人数 11名	基本報酬 76百万円	賞与 支給なし	退職慰労金 支給なし
(うち社外役員)	支給人数 3名	基本報酬 9百万円	賞与 支給なし	退職慰労金 支給なし

注1. 取締役等の報酬額には、使用人兼取締役の使用人分は含まれておりません。

注2. 上記には、2016年3月期中に退任した取締役1名を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1996年5月30日開催の第1回定時株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、役員報酬規程に基づき、取締役報酬は取締役会で協議したうえで、役員各人別の報酬額を取締役社長が決定し、監査役報酬は監査役会で決定されております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対しては、取締役会開催に際し、取締役会事務局(管理本部人事総務部)が、議案の内容について適宜事前説明を行っております。

また、重要な情報についても、取締役会事務局(管理本部人事総務部)が、適宜提供し職務遂行のできる環境整備に努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) [更新](#)

当社グループにおいては、コーポレート・ガバナンスの充実、強化のための取り組みとして、次の通り諸施策を実施しております。

具体的には、取締役は委任された事項について、組織規程及び職権限規定等の一定の意思決定ルールに基づき、業務執行しております。

また、重要事項については取締役会で意思決定しております。以下、意思決定及びコーポレート・ガバナンス上重要な社内組織について、記載します。

1. 取締役会

取締役会は、経営の基本方針、法令・定款で定められた事項及び経営に関する重要な事項に関する決議を行い、取締役の業務の執行を管理・監督する権限を有しております。取締役会は、取締役12名で構成され、うち2名が社外取締役であり、月1回の定期開催のほか、必要に応じて臨時に開催されます。

社内各部門からの課題・業務執行状況について報告を受け、環境変化の激しい市場を経営判断に反映させ、的確かつ迅速な意思決定を行っております。

2. 監査役会

監査役会は、監査方針及び各監査役の職務分担を定め、各監査役は取締役から独立し、監査役会で定められた監査方針及び分担に従って、取締役会をはじめとした重要会議に出席するほか、重要決裁書類を閲覧すること等により、取締役の業務執行を監査しております。

監査役会は、監査役4名で構成され、2名が社外監査役であり、月1回の定期開催のほか、必要に応じて臨時に開催されます。

なお、社外監査役のうち1名は、公認会計士の資格を有しております。監査役は、取締役会及び重要会議に出席して意見を述べるほか、会計監査人及び内部監査室からの情報収受、定期的な業務監査、並びに海外子会社への往査等を実施し、取締役の業務執行状況の把握・監視を行っております。

3. CSR委員会

CSR委員会は、当社におけるリスク管理・コンプライアンス体制の確立を図り、公平公正な職務の遂行を確保するため、代表取締役社長の直轄機関として設置しております。

CSR委員会は、代表取締役社長を委員長として、委員長が指名する各委員で構成され、1年に2度の定期開催のほか、必要に応じて臨時に開催されます。CSR委員会の業務は、コンプライアンスの推進に関する基本方針の策定、内部通報の処理、従業員・役員に対するリスク管理・コンプライアンス教育の実施、その他リスク管理・コンプライアンスの推進に関する事項を行います。

4. 内部監査室

内部監査室(2名)は、代表取締役社長直轄の独立した内部監査部門として、当社グループの業務全般にわたる内部監査を行っております。

内部監査室は、年度監査計画に基づき、各部門の業務執行が法令・社内規則等に則り、適正かつ有効に行われていること等について、確認しております。監査結果は代表取締役社長に直接報告され、必要に応じ、被監査部門に対して、改善指示及び改善状況の再評価を行っております。

また、監査役会に出席し、監査結果を報告するとともに、会計監査人による会計監査と連携を図り、三様監査が有機的に機能するよう、実効性の高い内部監査の遂行に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 [更新](#)

当社は、経営環境の変化に柔軟かつ迅速に対応し、グループ全体の持続的な企業価値の向上を図るとともに、企業理念を具現化し発展していくために、取締役会として、当社業界に精通した10名の業務執行取締役による迅速な意思決定が可能なことと併せて、当業界に精通し、経営者としての幅広い知見を有し、その経験及び知識を活かし、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点より、経営の監督とチェック機能を果たしていただける社外取締役を2名選任しております。

また、監査役会設置会社として、監査役4名(うち社外監査役2名)が、経営の意思決定機能と業務執行を管理監督する取締役会に出席し、経営監視に努めております。

当社は、現状の体制がコーポレート・ガバナンスの実効性確保において、適切であると判断し当該体制を採用しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明	
その他	電子公告の実施 当社ウェブサイトへの招集通知の掲載

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、IR基本方針を制定し、当方針に基づき、企業情報・財務情報を適時性・公平性・正確性・継続性の観点より積極的に開示してまいります。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	2016年3月期決算説明会を2016年7月に東京地区で実施予定です。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	2016年3月期決算説明会を2015年6月に東京地区で実施しました。	あり
IR資料のホームページ掲載	経営方針などを具体的に掲載するほか、決算関係資料、適時開示資料及び有価証券報告書等の対外発表資料を掲載し、積極的にIR資料を開示してまいります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署:管理本部人事総務部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーの立場を尊重し、企業としての社会的責任を果たすため、法令の遵守のみならず、「社員が夢を持ち」、「お客様に感動を与える」事業を実現するため、高い倫理観の下行動することを目指し、企業行動の原則を、「企業行動憲章」に定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動は、ISO14001に則り、環境負荷の少ない商品を販売するよう努めており、CSR活動においては、継続的な企業価値の向上のために、リスクの適切な管理およびコンプライアンスの徹底が重要であると認識し、社長を委員長とした全社的な横断組織として社長以下、常勤取締役で構成されるCSR委員会をこれらの主管部門として設置し、リスク管理およびコンプライアンス推進に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に関する方針等の策定	当社は、IR基本方針を制定し、当社ウェブサイトにおいて公表しております。当方針に基づき、株主、投資家などの証券市場関係者をはじめ、全てのステークホルダーに対し、当社グループへの理解を深めるうえで、企業情報・財務情報を適時性・公平性・正確性・継続性の観点より積極的に開示してまいります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方

当社は、内部統制システム構築の基本方針について、以下の通り、取締役会で定めております。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 当社は、当社グループの適正且つ健全な経営を実現するべく、企業行動憲章を制定し、取締役・使用人が国内外の法令、社内規程、社会規範・倫理等のルールを遵守した行動をとるためのコンプライアンス体制を確立する。
- b. この徹底を図るため、CSR委員会を設ける。同委員会は代表取締役社長を責任者とし、管理本部人事総務部に事務局を置く。委員を当社各本部に配置する。
- c. 同委員会は役職者に対する教育および啓発に取り組むと共に、通報窓口を事務局に設置する他、外部の専門機関に直接通報できる体制もとる。また、モニタリングを内部監査室が担当し実効性を高める。
- d. これらの活動は、同委員会より必要に応じて、取締役会および監査役会に報告する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 当社は文書管理規程を定め、これにより次の各号に定める文書(電磁的記録を含む。以下、同じ)を関連資料とともに保存する。
保管責任者は人事総務部統括責任者とする。
 - (a) 株主総会議事録
 - (b) 取締役会議事録
 - (c) 稟議書
 - (d) 官公庁に提出した書類の写し
 - (e) その他文書管理規程に定める文書
- b. 前項各号に定める文書の保存期間は文書管理規程に定め、取締役または監査役から閲覧の要請があった場合、本社において速やかに閲覧が可能である。
- c. 第1項の文書管理規程の改訂は、取締役会の承認を得るものとする。
- d. 内部監査室は、保管責任者と連携の上、文書等の保存および管理状況を監査する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 当社グループの持続的な発展を可能とするため、想定される企業リスクに迅速且つ適切に対応するリスク管理体制を、CSR委員会を核として、次のとおり構築する。
- b. 同委員会は、当社グループにおける想定リスクを基に危機管理規程の制定および具体的な方法を示したマニュアルの作成を行う。
その上で、社内での周知徹底を図り、その実効性を高めるものとする。
- c. 同委員会は、配置した委員と連携を図り、日常的なリスク監視に努めると共に新たな想定リスクへの対応方法を整備する。
また、緊急時の初動対応から復旧までの行動基準等を策定し、不測の事態が発生した場合に備えている。
- d. 内部監査室は、同委員会と連携の上、リスク管理体制に対するモニタリング体制を構築している。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- 当社は、以下の経営システムを用いて、取締役の職務執行の効率化を図っている。
- a. 当社取締役会は、当社グループの取締役及び社員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、この目的に基づく3事業年度を期間とする「中期経営計画」を策定する。
 - b. また、中期経営計画を具体化するため、中期経営計画に基づき、毎期、当社グループの業績目標を年度予算として設定する。
 - c. 当社グループの目標達成の進捗状況管理は、当社の取締役・本部長および統括責任者を構成員とする予算会議並びに取締役会による月次実績のレビューを行い、必要な審議または決定を諸規程に基づき行う。
 - d. 当社取締役及び当社グループの取締役は、委任された事項について、組織規程および職務権限規程の一定の意思決定ルールに基づき業務執行する。また、当社の取締役会は業務執行の効率化のため、隨時、必要な決定を行うものとする。

(5) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a. 当社は関係会社管理規程を設けており、子会社の取締役等の職務執行等に係る重要事項に関して、当社に情報を提供・報告することを義務づけている。その中で、職務執行に関し当社の承認を要する事項、また営業の状況、予実差異を含む月次等の業績、財務状況を定期的に報告すべき事項として規定している。
- b. 当社グループにおいては、企業行動憲章を制定し、CSR委員会の事務局である管理本部人事総務部が子会社におけるコンプライアンス体制に関し教育および啓発に取り組むと共に、必要に応じ当社から役員の派遣を行い、その浸透を図り、内部監査室がモニタリングに当たっている。
- c. 当社グループにおけるリスク管理は、子会社を含めた運用を行っており、CSR委員会事務局と子会社の責任者が連携を図り、日常的なリスク管理に努めている。
- d. 当社グループにおいては、子会社を含めたグループ目標である中期経営計画および年度予算を定め、これに基づく業務執行上の所要事項に関しては関係会社管理規程により当社が関与し、グループマネジメントの最適化に努めている。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- a. 内部監査室員の任免、異動については、代表取締役社長は監査役会の意見を尊重する。
- b. 監査役の補助使用人である内部監査室が、監査役会から要望された事項の情報収集および調査を行う場合は、監査役会の指揮・命令に従い、業務執行者からは独立して行える職務環境を整備すると共に、万一、反した場合は処分の対象とする旨、確認する。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- a. 当社は常勤監査役が取締役会等重要な会議に出席しており、適宜監査役からの質疑を実施可能な体制を取っている。
- b. 監査役から報告要請があれば、担当部署が迅速に対応することとなっており、監査役はその権限に基づき、円滑な活動が可能である。
- c. 取締役および使用人は、法定の事項、当社および当社グループに重大な影響を及ぼすおそれのある事項並びに内部監査の実施状況等を監査役会に報告する。

(8) 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制

- a. 当社グループの役職員は、当社監査役が業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- b. 当社の内部通報規程に基づき、当社グループの役職員は、法令等の違反行為等の事実を発見次第、ただちに内部通報窓口(社内通報窓口として、CSR委員会及び監査役としている。)に通報することとする。

(9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、内部通報規程において、当社監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱い行なうこと禁止することを明記し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- a. 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、管理本部において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要ないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- b. 監査役が、独自の外部専門家(弁護士、公認会計士等)を監査役のための顧問とすることを求めた場合、当社は、当該監査役の職務の執行に必要ないと認められた場合を除き、その費用を負担する。

(11) その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

- a. 監査役は、代表取締役社長をはじめ、他の取締役及び各使用人から、適宜個別のヒアリングや意見交換を実施することができる。
- b. 監査役は、内部監査室と日常的に意見交換等の連携をとり、内部監査の結果報告を受け、監査役が必要と認めたときは、追加監査の実施または業務改善等の施策を求めることができる。

(12) 反社会的勢力排除に向けた体制

- a. 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体には、社長以下、組織全体として毅然とした態度で臨み、不当要求に対しては断固として対決し、関係遮断を徹底することを、企業行動憲章に定め、当社及び当社グループに周知徹底する。
- b. 反社会的勢力に対する対応統括部署は管理本部人事総務部とし、平素より警察など外部関係機関との連携を緊密に保ち情報収集に努めるとともに、事案の発生時には迅速に対応できる体制を構築する。

2. 整備状況

2010年9月に内部統制対応を目的としたプロジェクトチームを発足しております。内部統制プロジェクトチームは、プロジェクトリーダーである管理管掌常務取締役を始めとして、管理関係本部各部署の統括責任者、および内部監査室長で構成されております。内部統制の方針・原則、範囲および水準は、プロジェクトチームにより、内部統制の方針・原則、範囲および水準を検討し、東陽監査法人との協議を踏まえた上で、2011年8月8日の取締役会で内部統制基本計画が承認され、2014年2月14日の取締役会で反社会的勢力

排除に向けた体制の項目の追加、2015年4月16日の取締役会で改正会社法の趣旨に則る改訂を再決議しました。

上記方針等に従い、現在は運用をしながら齟齬を調整しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、企業の社会的責任として、反社会的勢力からの不当要求を拒絶すると共に取引関係を含めた反社会的勢力との一切の関係を遮断する方針を有しております。その徹底を図るため、反社会的勢力対策規程を定め、具体的な対応要領を規定した反社会的勢力対応要領を策定し、役員・従業員への周知徹底を図っております。

具体的な対応としましては、当該規程・要領を社内インターネットに掲示し、役員及び社員の意識を啓蒙しています。また、反社会的勢力に対する直接的、間接的な利益供与防止策としまして、取引先及び委託先と締結する当社の定型契約書に、相手方と反社会的勢力との関係が存在、もしくはその疑いがある時は、契約解除事由となるように定めております。また、新規取引開始時には、エス・ピー・ネットワーク社のスクリーニングシステムを検索媒体として当該企業についての調査を行い、もしくは本社の所轄警察署である築地署に連絡し、反社会的勢力との関係について情報提供を依頼しております。継続的な取引のある企業については、定期的に反社会的勢力との関係調査を行っております。

上記のような防止策に関わらず、取引先等において反社会的勢力との関係を察知した場合、必要に応じて弁護士、警察等の専門家に相談し、適切な処置をとることとしております。

2011年7月には、反社会的勢力排除関係団体である警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟しましたので、情報の収集および対応の仕方等について見識を高め、今後も反社会的勢力等の排除に向けた活動を推進いたします。

Vその他

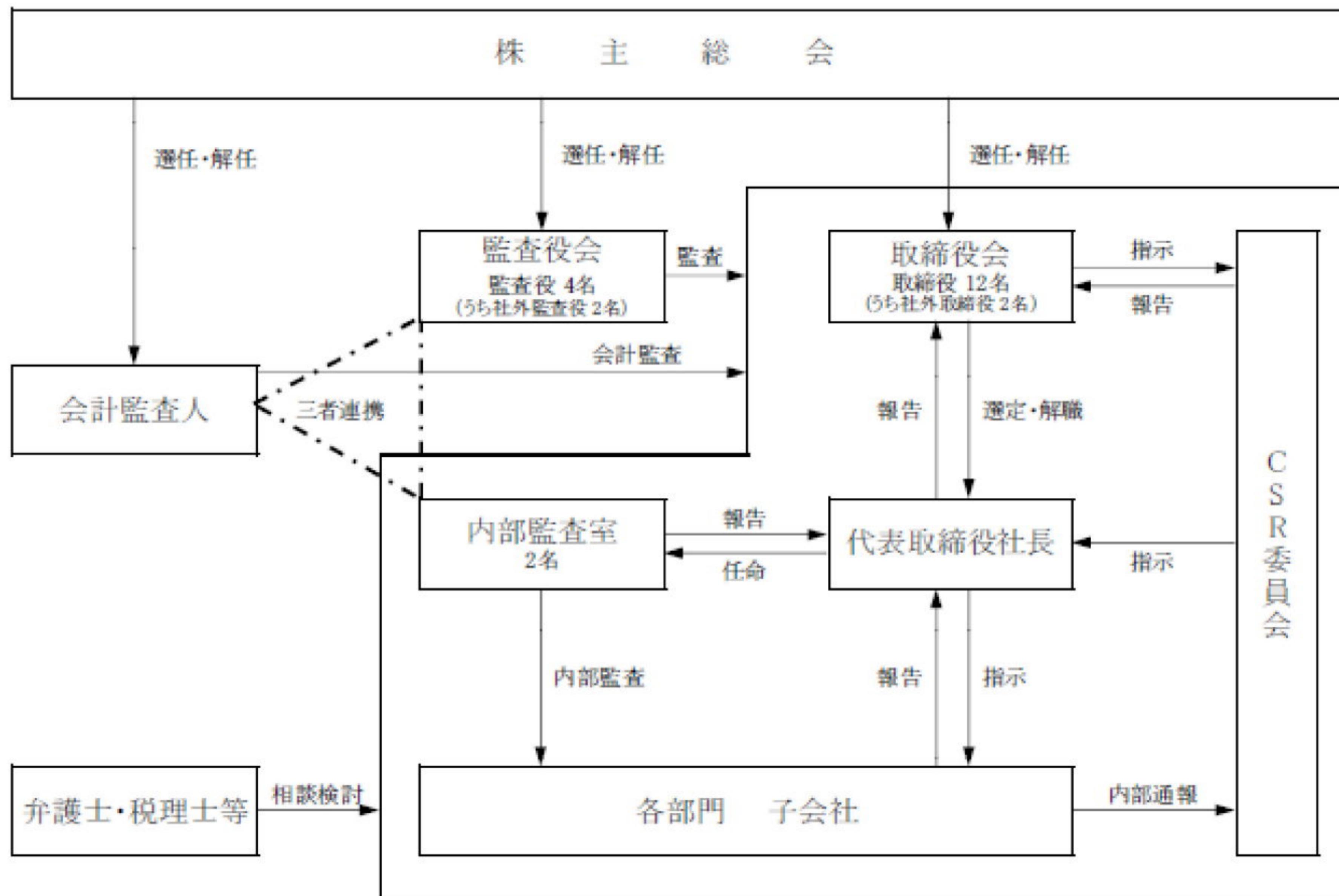
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 [更新](#)



会社情報の適時開示に係る
社内体制図

